

○八峰町就学援助費支給要綱

(平成20年3月5日教育委員会告示第4号)

改正 平成22年3月18日教育委員会告示第1号 平成26年3月6日教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、八峰町が就学に必要な経費(以下「就学援助費」という。)を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 就学援助費の支給を受けることができる者は、八峰町に住所を有し、八峰町立の小学校若しくは中学校に就学している児童・生徒の保護者であり、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項による教育扶助を受けている者(以下「要保護者」という。)
- (2) 八峰町教育委員会(以下「委員会」という。)が別表第1の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者(以下「準要保護者」という。)

(援助費目等)

第3条 委員会は、次に掲げるものについて、単給又は併給して行う。就学援助費は国の要保護児童生徒援助費補助金の単価を基準として予算の範囲内で定める。ただし、第6号については要する費用の実費とする。

- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費(第1学年を除く)
 - (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
 - (4) 新入学児童生徒学用品費
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 学校給食費
- 2 要保護者については、前項第1号から第4号まで並びに第6号に規定する費目について、援助を行わないものとする。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、就学援助費申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、委員会に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、児童・生徒と生計を一にする世帯員及び同居している者すべての前年の所得額が算定できる資料等、必要書類を添付しなければならない。
- 3 申請者は、申請にあたり、児童・生徒と生計を一にする世帯員及び同居している者すべての前年中の所得並びに世帯の状況の調査について、同意するものとする。

(認定)

第5条 委員会は、前条の申請があったときは、審査のうえ就学援助費の受給資格の認定を行うとともに、その結果を就学援助費決定通知書(様式第2号の1)により、速やかに申請者に対して通知するものとし、また当該申請者の児童・生徒が就学する学校長に対し、就学援助費決定通知書(様式第2号の2)により、通知す

るものとする。

2 前項の認定により就学援助費が支給決定となった場合、当該年度の5月末までの申請にあっては、当該年度の4月1日を就学援助費の支給開始日とする。以後、年度の途中の申請にあっては、原則として申請書を受理した月の初日とする。

3 八峰町に転入し、かつ八峰町立の小学校若しくは中学校に転入学した者の保護者の申請については、転入学した日に認定を行うものとする。なお、八峰町に転入し、かつ八峰町以外の公立の小学校若しくは中学校に在学している者の保護者の申請については、区域外就学協議書を受理した後、転入日に遡って認定を行うものとする。ただし、認定を行う日より一か月以上経過した日に申請書を受理した場合は、年度途中の認定の例による。

(就学援助費の支給方法)

第6条 委員会は、前条の規定により受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座（ただし、ゆうちょ銀行を除く）に、援助費を直接口座振込により支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及び返納について、受給者の委任を受けた学校長に交付することができる。

(就学援助費の支給時期)

第7条 就学援助費の支給時期は、別表第2のとおりとする。

(状況変更等の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。

(3) 前2号に掲げるものの他、申請書の記載内容に変更があったとき。

(認定の取消し)

第9条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、受給資格としての認定を取消し、または就学援助費の支給の一部若しくは全部を取消することができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。

(2) 不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第10条 委員会は、受給者が就学援助費の支給を受けた後、前条の規定により就学援助費の支給を取消したとき又は当該児童・生徒の長期欠席、行事不参加等により就学援助費を使用しなかったときはこれを返還させることができる。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日の前日までに、就学援助費支給のためなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月18日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月6日教育委員会告示第1号)

- 1 別表第1第1号中「(注)生活保護基準は前年度基準を使用する。」は、当分の間「(注)生活保護基準は平成24年度基準を使用する。」と読み替えるものとする。
- 2 この告示は、平成26年4月1日より施行する。

別表第1(第2条関係)

準要保護認定基準

次の各号のいずれかに該当するものを「準要保護者」とする。

- 1 児童・生徒が属する世帯及び同居している者全員の前年の所得額（給与所得控除後又は必要経費控除後の金額）が生活保護法第8条の規定に準拠して、次の算式により算定した額未満である者。ただし、資産を形成するうえで一時的に所得額が低下した状態にある者等、準要保護者として認定することが著しく不適当と認める者を除く。

[生活扶助（1類、2類）＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助＋障害者加算] × 1.2

(注) 生活保護基準は前年度基準を使用する。

- 2 前号に該当しない者で、特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしているものと認められる者。

別表第2(第7条関係)

支給時期

援助費目	支給時期
学用品費	7月末（1学期分）、12月末（2学期分）、3月末（3学期分）
通学用品費	7月末（1学期分）、12月末（2学期分）、3月末（3学期分）
校外活動費	7月末（1学期分）、12月末（2学期分）、3月末（3学期分）
新入学児童生徒学用品費	6月末（年間分）
修学旅行費	随時（行事終了後）
学校給食費	7月末（1学期分）、12月末（2学期分）、3月末（3学期分）

様式第1(第4条関係)

就学援助費申請書

[別紙参照]

様式第2号の1(第5条関係)

就学援助費決定通知書

[別紙参照]

様式第2号の2(第5条関係)

就学援助費決定通知書

[別紙参照]

年度 就学援助費申請書

八峰町教育委員会 様

年 月 日 提出

次のとおり就学援助を受けたいので申請します。

保護者(申請者)	住所	〒 八峰町 (電話)	児童・生徒	学校名	小・中 学校
	ふりがな氏名			学年	第 学年
		印		ふりがな氏名	

※年度初めの場合(年度進学予定校、進級学年を記入してください。)

※年度途中の場合(現在学年を記入してください。)

援助を受けたい理由(該当する番号に○印)	<p>1 現在、生活保護を受けている。</p> <p>前年度又は当該年度に以下のいずれかの措置を受けたため。</p> <p>2 生活保護を停止又は廃止された。</p> <p>3 市町村民税非課税である。(均等割課税がある場合は、非課税ではありません。)</p> <p>4 市町村民税の減免措置を受けた。</p> <p>5 個人の事業税が減免されている。(減免決定通知書の写しを添付してください。)</p> <p>6 固定資産税が減免されている。</p> <p>7 国民年金の保険料が減免されている。</p> <p>8 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予(分納ではありません。)を受けている。</p> <p>9 児童扶養手当を受給している。</p> <p>10 生活福祉資金の貸付を受けている。(貸付決定通知書の写しを添付してください。)</p> <p>11 その他(具体的に記入してください。)</p>
----------------------	---

※ 必ずご記入の上押印してください。

同 意 書

私(申請者)は、八峰町の就学援助費の申請のため、私の世帯の住民基本台帳及び市町村民税課税状況について、八峰町教育委員会が調査することに同意します。

年 月 日

同意者(保護者)

氏 名 _____ 印 _____

八峰町長 様

(注意) 年 月 日現在において、八峰町に住所がない方は、前住所地からの 年度(年分)の所得・課税証明書を添付してください。

(裏面もご記入ください。)

世帯の状況（児童・生徒を含めて同居の家族全員を記入してください。単身赴任の保護者を含む。）

氏名	続柄	生年月日		職業・勤務先・学校名・学年等	備考 (障害者手帳No.・病氣療養期間等)
		年4月1日現在 満年齢	年月日		
1	児童生徒本人	明大昭平	年月日	学校 学年	
2	申請人保護者	明大昭平	年月日		
3		明大昭平	年月日		
4		明大昭平	年月日		
5		明大昭平	年月日		
6		明大昭平	年月日		
7		明大昭平	年月日		
8		明大昭平	年月日		
9		明大昭平	年月日		

住居の形態（該当する番号に○印）

1 持ち家

2 借家・借間

◎借家・借間の場合の家賃
月額 円

※ 必ずご記入の上押印してください。

委任状

八峰町の 年度就学援助費に係る現金及び物品の受領に係る一切の権限を八峰町立 小・中学校長に委任します。

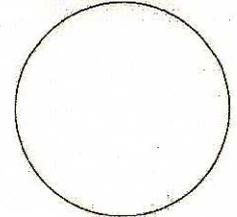
年 月 日

委任者(保護者)

氏名 印

八峰町教育委員会 様

学校受付印



様式第2号の1(第5条関係)

八峰教第 号
年 月 日

(あて先) 申請者

八峰町教育委員会

就学援助費決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

認定

1 対象児童・生徒

氏 名	学 校 名	学 年

2 就学援助開始年月日 年 月 日

不認定

理由

様式第2号の2(第5条関係)

八峰教第 号
年 月 日

(あて先) 学校長

八峰町教育委員会

就学援助費決定通知書

年 月 日から 年 月 日までに、申請のあった標記の件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

認定・不認定

1 対象児童・生徒

年度 要保護及び準要保護児童生徒一覧表(兼認定通知表)

							学校	
番号	要・準	学年	児童生徒氏名	保護者氏名	住 所	認定の可否	備 考	
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		
						可・否		

2 就学援助開始年月日 年 月 日